

和柔整柔道倶楽部基本方針

- 目 的 柔道を通して青少年の育成を図り、子どもたちの体力向上につなげたい
- 練 習 日 毎週土曜日 午後4時から約2時間程度（臨時に休む場合は、お知らせします。）
- 練習場所 公益社団法人和歌山県柔道整復師会会館3階
住所 和歌山市太田143-3 電話 073-474-1212
- 費 用 無料（ただし、スポーツ傷害保険料等実費負担あり）

事故と救護に関して

- ①入部者は必ずスポーツ障害保険に加入していただきます。（個人負担）
- ②倶楽部活動中に発生した不慮の傷害事故に対して、応急処置はするがその責は負わない。

練習生心得

1. 道場内では礼儀正しく、元気よく。
元気のよいあいさつや、返事をしよう。
言葉使いを正しくしよう。
2. 指導者の指導や注意をよく聞き守ること。
わからないことは質問しよう。
3. 身体および柔道衣はいつも清潔にしておくこと。
特に手足の爪は短く切っておくこと。
4. 体調の悪いときは練習を休みましょう。
練習中に具合が悪くなったときは、すぐに指導者に申し出ること。

保護者の方へ

1. 意見や質問、疑問があるときは指導者に聞いてください。
保護者・指導者が互いに理解を深め、信頼関係を得るように心がけましょう。
2. 自分の子どものことだけを考えず、練習生全体のことを考えましょう。
「自分子どもだけがよかったら良い」という考え方はしないでください。
3. 子どもの前で他の練習生や他のチームの選手など他人の批判をしないでください。
意見のある場合は指導者に申し出てください。
4. 試合などでは応援態度などの言動には十分に注意してください。
自分のチームの応援だけをし、他のチームや審判員を誹謗中傷する言動は絶対しないこと。
試合において審判員や役員に異議や不服がある場合は、直接抗議せず指導者に相談してください。
5. 和柔整柔道倶楽部の和を乱した場合は、退部していただくこともあります。